

平成22年 4月27日
第2175号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 秋田県の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更（214・森林整備課）…………… 1
- 港湾法に基づく所有者不明船舶の保管（215・港湾空港課）…………… 1
- 建設業の許可の取り消し（216・秋田地域振興局総務企画部）…………… 2
- 道路の供用開始（217・秋田地域振興局建設部）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（218・平鹿地域振興局総務企画部）…………… 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）3件…………… 3
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（財産活用課）…………… 4
- 土地改良区の定款変更の認可（北秋田地域振興局農林部）2件…………… 4
- 土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）…………… 5
- 県営土地改良事業工事の完了（山本地域振興局農林部）…………… 5
- 県営土地改良事業工事の完了（秋田地域振興局農林部）…………… 5

公安委員会告示

- 少年指導委員の委嘱（52・少年課）…………… 5

告 示

秋田県告示第214号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定による秋田県の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づき、公表する。

平成22年 4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

「次のとおり」は、省略し、関係書類は次の箇所に備え置いて縦覧に供する。

農林水産部森林整備課、鹿角地域振興局農林部、北秋田地域振興局農林部、山本地域振興局農林部及び秋田地域振興局農林部並びに能代市役所、大館市役所、男鹿市役所、鹿角市役所、北秋田市役所、八峰町及び大潟村

秋田県告示第215号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定に違反して、秋田港の港湾区域及び港湾隣接地域の放置等禁止区域内に放置された、所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者（以下「所有者等」という。）が不明な船舶を、同法第56条の4第2項の規定により撤去し、同条第3項の規定により保管したので、当該船舶を所有者等に返還するため、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年 4月27日

秋田港港湾管理者 秋田県
代表者 秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 船舶の名称又は種類、形状、数量及び放置場所
別表のとおり
- 2 当該船舶を撤去した日時
平成22年 3月29日 午後3時
- 3 船舶の保管を始めた日時及び保管の場所
平成22年 3月29日 午後3時
別表のとおり

別表

番号	名称又は種類	形 状 等	数量	放置場所及び保管場所	備 考
----	--------	-------	----	------------	-----

1	第十一龍神丸	長さ9.9m×幅2.9m 白色(外部)／青色(内部)	1	秋田市向浜地内 向浜公園地先水面	船舶検査済票の番号 211-6060
2	典宝丸	長さ3.9m×幅1.2m 白色(外部)／青色(内部)	1	秋田市飯島地内 秋田マリーナ地先海浜地	漁船登録番号 A T 3 - 4399

秋田県告示第216号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年4月14日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社N T T東日本-秋田
秋田市中通四丁目4番4号
代表取締役 小野寺 仁
秋田県知事許可(特-18)第40462号
- 3 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年4月14日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第217号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田岩見船岡線	秋田市大町五丁目290番地3地内

- 2 供用開始の期日 平成22年4月27日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成22年4月27日から同年5月11日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

秋田県告示第218号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年4月16日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
伊藤建築
横手市平鹿町浅舞字浅舞6番地

伊 藤 達 男

秋田県知事許可（般-17）第70089号

3 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年4月15日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成22年4月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Y o k o t t e r

3 代表者の氏名

細 谷 拓 真

4 主たる事務所の所在地

横手市駅前町7番7号

5 定款に記載された目的

この法人は、秋田県横手市の地域活性化、ITを利用した街おこしに関する事業を行い、横手で子供を育てたい、横手で孫と遊びたいといわれる街づくりをすることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成22年4月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 E M おおだて

3 代表者の氏名

中 村 道 直

4 主たる事務所の所在地

大館市有浦四丁目5番30号

5 定款に記載された目的

この法人は、有用微生物群（EM）を活用し、地域の環境保全に関する推進活動とその情報発信を県内外の諸団体、市民、行政及び企業とのネットワークとして構築していくことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成22年4月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 福祉理容美容協会ほわいと

3 代表者の氏名

岩見谷 真 広

4 主たる事務所の所在地

秋田市中通六丁目2番20号 メモリーハウスワンセブン202号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、福祉理美容に関する事業を行い、健常者と障害者のさまざまな障壁を取払い、社会福祉に寄与することを目的とする。

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所 在 地	地目等	面 積 (㎡)	予定価格 (円)
1	大館市比内町扇田字伊勢堂岱150番68	宅地	661.25	7,737,000

2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1	北秋田地域振興局総務企画部 総務経理課総務班（電話 0186-62-1251）	平成22年4月27日（火）から同年5月17日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

3 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	北秋田地域振興局庁舎第1会議室	平成22年5月18日（火）午前11時

4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）

5 入札参加申込みに必要な書類等

(1) 個人の場合

住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）

(2) 法人の場合

法人の登記事項証明書

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

7 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

9 その他

詳細に関しては、出納局財産活用課（電話018-860-2736）に照会のこと。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北秋田市鷹巣土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年4月16日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大館市下川沿土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年4月20日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、二ツ井町土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年4月20日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 県営土地改良事業（糸流川地区農地集積加速化基盤整備事業）
完了年月日 平成22年2月4日
- 2 県営土地改良事業（小友沼地区ため池等整備事業）
完了年月日 平成22年2月15日

県営土地改良事業(大沢地区農地集積加速化基盤整備事業)につき、その工事を平成22年3月31日完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第52号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第38条第1項の規定により少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年4月27日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
大 塚 金 弘	能代市日吉町1番23号 能代警察署生活安全課 0185-52-4311	能代警察署の管轄区域
小 玉 真記子	秋田市土崎港西三丁目1番8号 秋田臨港警察署生活安全課 018-845-0141	秋田臨港警察署の管轄区域
佐 藤 伸	秋田市千秋明德町1番9号 秋田中央警察署生活安全課 018-835-1111	秋田中央警察署の管轄区域

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号